

令和6年度秋田市営墓地（北部墓地）二次募集

北部墓地50区画の使用者を次のとおり募集します。

- 1 申込みの資格（以下の要件をすべて満たす方）
申込みは1人1区画です（生前申込み、分骨は対象となりません。）。
 - (1) 秋田市に住所または本籍がある方
 - (2) 秋田市に住所があり、独立した生計を営む方を保証人として届出できる方。ただし、3親等以内の親族の場合は、市外に住所がある方でも保証人になることができます。
 - (3) 現在、焼骨を自宅に保管し、又は寺院等に一時保管しており、お墓のない方
 - (4) 改葬（現在のお墓から焼骨を移すこと）を希望する方

- 2 募集期間
令和6年7月16日（火）から令和6年12月27日（金）まで
※50区画すべての申込みがあった時点で締め切らせていただきます。

- 3 受付窓口
生活総務課（市役所1階）

- 4 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜および祝日を除く）

- 5 二次募集を行う区画

募集区画	区画面積	永代使用料	管理手数料（年額）
新規: 49区画	4 m ²	285,000円	3,248円
返還: 1区画	〃	〃	〃

※ 受付時に申請書類等に不備がなければ、番号順に区画を割り当てます。
区画を選ぶことはできませんので、あらかじめご了承ください。

6 申込み時の提出書類

(1) 墓地使用許可申請書

(2) 保証人届 (※2)

(3) 添付書類

ア 焼骨を自宅に保管又は寺院等に預けている方

以下の(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)・(オ) (自宅に保管している場合は、(ウ)は必要ありません。)

イ 改葬をする方

以下の(ア)・(エ)・(オ)・(カ)

(ア) 申請者の本籍が記載された住民票 (※1)

(イ) 死体(胎)埋葬・火葬許可証(内容確認後、返却します。)

(ウ) 寺院等に焼骨を預けている方は、遺骨保管証明書

(エ) 申請者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)など

(オ) 保証人の本籍が記載された住民票 (※1)

(カ) 遺骨埋蔵(焼骨)・埋葬(土葬)証明書(一体につき1枚必要です。)

※1 申請者および保証人になる方の本籍が記載された住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。

※2 保証人が市外に住所のある方の場合は、申請者と保証人との関係がわかる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)などを添付してください。

7 募集区画の使用者の決定

申込みの順番で決定(先着順)

8 永代使用料等の納入

受付時に永代使用料および管理手数料の納入通知書を交付します。

納入通知書に記載されている納入期限までに納入してください。

9 墓地使用許可証の交付

永代使用料および管理手数料の納入を確認後、速やかに墓地使用許可証を郵送します。

10 墓碑等(墓石)の設置等

(1) 使用許可後、1年以内に墓碑等を設置していただきます。

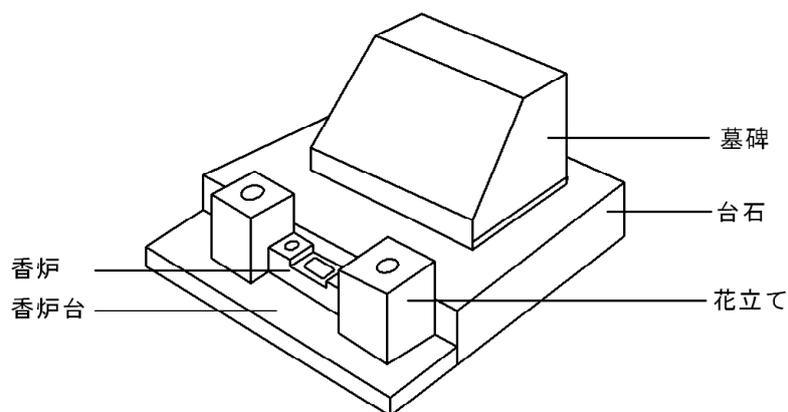
(2) 墓碑等については、秋田市が定めた形態・規格(11 墓碑等の形態・規格参照)としていただきます。

(3) 墓碑等以外の工作物(卒塔婆立て、墓誌、植栽等)は設置できません。

(4) 墓碑等の設置や納骨を行う場合は、届出が必要です。

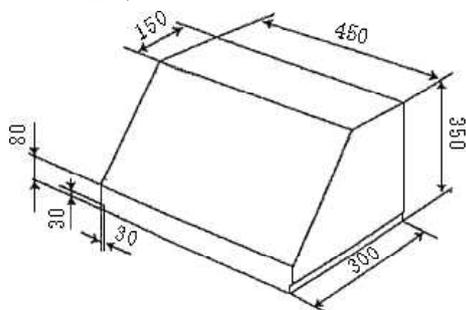
11 墓碑等の形態・規格

(1) 墓碑等の形態

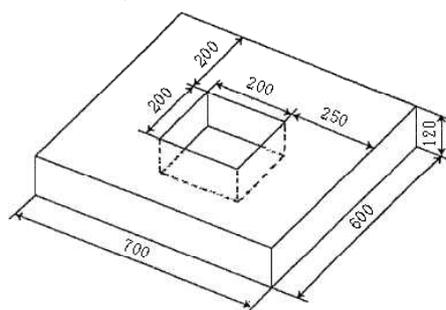


(2) 墓碑等の規格

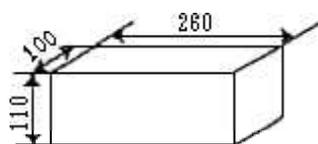
ア 墓碑



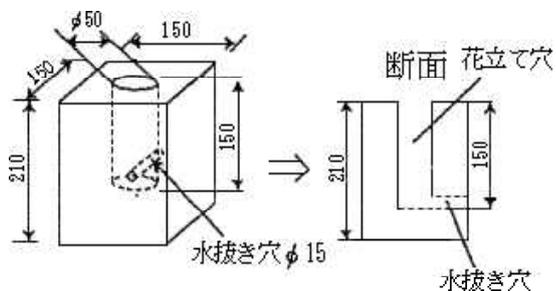
イ 台石



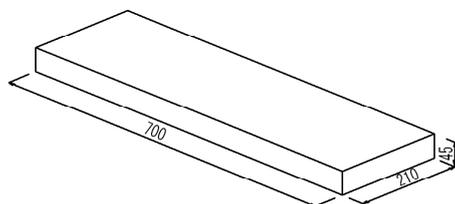
ウ 香炉



エ 花立て



オ 香炉台



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：墓地番号A249の場合は249と彫刻。